

問	答
医療保険に関すること	
1 マイナ保険証を利用している場合、4月以降、マイナポータル等で何か手続が必要か？	マイナ保険証の利用登録が完了している（現在もマイナ保険証を利用している）場合は、退職に伴って、再度マイナ保険証の利用登録手続は不要です。 退職後に加入する医療保険の資格データのマイナ保険証への登録は、加入先の保険者が行います。
2 これまでもマイナ保険証は所持しておらず、「資格確認書」を交付してもらっていたが、新しい医療保険に加入した場合も同じ取扱いとなるのか？	いずれの保険者においても、マイナ保険証を所持していない等、特定の事由に該当する場合は、「資格確認書」が交付されます。交付の申出の方法は保険者ごとに異なりますので、新しい保険者の指示に従ってください。
3 退職後、直ちに医療機関等を受診したい場合、どうしたらよいのか？	一次締切日までに加入申出書を提出し任意継続組合員となる場合を除き、退職日の翌日（4月1日）から直ちに、マイナ保険証に新しい資格情報が反映される（又は「資格確認書」が交付される）ことはありません。 受診前にマイナポータルで確認し、マイナ保険証に新しい資格情報が反映されていないときや、新しい「資格確認書」が届いていないときは、医療機関等の窓口で、「公立学校共済組合の資格は喪失しています。現在、資格の手続中です。」と伝え、病院の指示に従ってください。 📖【説明資料①】 P11
4 新しく加入する医療保険の資格情報が反映される前に医療機関等を受診したら、窓口で10割負担することになった。このお金は戻ってくるのか？	4月以降に加入する新しい保険者に対し、後日、総医療費の7割又は8割部分や高額療養費などを請求することができます。手続方法、必要書類等については、新たに加入した保険者に確認してください。
5 退職後に誤って、退職前の情報（公立学校共済組合員の資格）で医療機関等を受診した場合、どうなるのか？	退職日の翌日以降に、退職前の情報（公立学校共済組合の資格）で医療機関等を受診した場合、当支部が負担した医療費等（総医療費の7割または8割部分、高額療養費など）や附加給付（一部負担金払戻金など）を返還していただくことになります。 該当の人には、資格喪失後から6か月後を目安に、当支部から返還の請求通知を自宅に送付します。
6 退職後は、再就職するつもりなので、3月末までは、医療保険に関しては、何の手続も不要か？	再就職先の医療保険に加入できる見込みがあるのであれば、3月中の手続は不要です。 ただし、再就職先の勤務条件によっては、再就職先の医療保険に加入できない場合もあります。加入できないことが判明した場合は、速やかに①任意継続組合員加入の手続を行うか、4月以降に②家族の被扶養者になる、又は③国民健康保険に加入する、のいずれかの手続を行ってください。
7 正規職員を退職後、1日も空けずに引き続き、県内の公立学校で勤務する場合は、公立学校共済組合の資格が継続することとなり、手続は不要か？	再任用（フルタイム）、任期付（フルタイム）、会計年度任用職員など、引き続き公立学校共済組合員の資格を有することとなる（一般組合員又は短期組合員となる）場合でも、組合員等番号は変更となります。このため、新たに任用される所属所での手続（「組合員資格変更届書」の提出等）が必要です。 また、再任用短時間（週20時間未満）等で、公立学校共済組合の短期組合員になれない場合は、①任意継続組合員へ加入、②家族の被扶養者になる、又は③国民健康保険へ加入のいずれかの手続を行う必要があります。

問	答
8 退職後は、4月1日から再就職し、再就職先の医療保険に加入するつもりではいるが、対象外となる可能性もあることを考えて、一旦、任意継続組合員へ申し込んでおくことは可能か？	任意継続組合員に申し込んでおくことは可能です。(一旦、掛金はお支払いいただきます。) また、3月31日退職の場合、任意継続組合員の申込みは4月19日(閉庁日の場合は直前の開庁日)を最終期限としていますので、再就職先での加入の可否を確認してからでも、申込みは可能です。 申し込んだ後、再就職先の医療保険に加入できることが判明した場合は、速やかに「任意継続組合員<u>取下書兼掛金還付請求書</u>」を共済組合へ提出してください。4月19日までに取下書を提出いただいた場合、お支払いいただいている掛金を全額を返金します。任意継続組合員の「資格確認書」がお手元に届いている場合でも、絶対に使用しないでください。
9 再就職予定であるが、退職日の翌日からではない場合(例: 任用開始日が4月7日)、4月1日から4月6日の医療保険はどうなるのか？	再就職先の医療保険に加入できるのは任用開始日からとなるため、例の場合、4月1日から4月6日までは①任意継続組合員に加入、②家族の被扶養者になる又は③国民健康保険に加入のいずれかの手続が必要となります。
10 任意継続組合員と国民健康保険では、どちらの保険料(掛金)が安いのか？	任意継続組合員の掛金は、1年目も2年目も、退職時の標準報酬月額(※)をもとに算出した金額となります。被扶養者分の保険料は、別途徴収することはありません。 一方、国民健康保険の保険料は、世帯単位で、前年の所得のほか、被保険者の数等に応じて、市区町村が決定します。また、被扶養者の概念がないため、個人単位で保険料が発生します。 国民健康保険の保険料は、個々の状況に応じて異なり、当方では算定できません。居住する市区町村の国民健康保険担当課で保険料等を御確認いただき、どちらに加入するか御自身で判断してください。 ☞【説明資料②】 P5
11 任意継続組合員と国民健康保険では、給付にどのような差異があるのか？	次ページの表のとおり、保健給付については、任意継続組合員と国民健康保険とで、同じ給付を受けることが出来ます。 ただし、任意継続組合員の場合、国民健康保険にはない「災害給付」や「附加給付等」があります。 この中で、「一部負担金払戻金」は、任意継続組合員の場合、医療機関等1か所での1か月の窓口負担が2万5千円を超えたときは、その超えた額を、共済組合から給付するものです。国民健康保険には、このような給付はありませんので、医療費が高額になる場合、任意継続組合員の方が、最終的な負担額が少なくて済むことがあります。 ☞【説明資料②】 P6

任意継続組合員短期給付と国民健康保険給付との比較

公立学校共済組合 任意継続組合員				
短期給付	法定給付	保健組合員	療養の給付	病気・負傷
			入院時食事療養費	
			療養費	
			訪問看護療養費	
			移送費	
			高額療養費	
			高額介護合算療養費	
			出産費	出 産
			埋葬料	死 亡
	給付	被扶養者	家族療養の給付	病気・負傷
			入院時食事療養費	
			家族療養費	
			家族訪問看護療養費	
			家族移送費	
			高額療養費	
			家族出産費	出 産
			家族埋葬料	死 亡
	災害給付	組合員	弔慰金	災害死亡
			災害見舞金	災 害
		被扶養者	家族弔慰金	災害死亡
	附加給付	組合員	一部負担金払戻金	病気・負傷
			出産費附加金	出 産
			埋葬料附加金	死 亡
		被扶養者	家族療養費附加金	病気・負傷
			家族訪問看護附加金	
			家族出産費附加金	出 産
			家族埋葬料附加金	死 亡

※ 網掛部分は、共済組合独自の給付です。

※ 任意継続組合員制度には、休業給付がありません。

国 民 健 康 保 険				
法定給付	保健給付	被保険者	療養の給付	病気・負傷
			入院時食事療養費	
			療養費	
			訪問看護療養費	
			移送費	
			高額療養費	
			高額介護合算療養費	
			出産育児一時金	出 産
			埋葬料	死 亡

※ 国民健康保険は、被扶養者の概念がありません。世帯単位で、各々が加入する保険制度です。

※ 保険者によっては、このほかに任意給付が実施されていることがあります。

問	答
12 退職後は家族の被扶養者になりたいが、どうしたらよいのか？	被扶養者の認定基準は保険者によって異なりますので、あらかじめ、家族の勤務先に、認定基準や手続等を確認しておいてください。 (被扶養者になるつもりでいたが、4月以降に申請した時点で要件を満たさないことが判明し、任意継続組合員申出の最終期限も過ぎていたため、結果的に、国民健康保険に入らざるを得なくなった…という事例が、毎年、発生しています。) <家族が当支部の組合員の場合> 被扶養者の認定手続は、事実発生日(退職日の翌日)より前には行えません。被扶養者の要件を満たす場合は、退職日の翌日以降、家族の方が、所属所を通じて手続を行うこととなります。(被扶養者の要件を備えた日から30日以内に手続が必要です。)
13 傷病手当を受給中であるが、公立学校共済組合の任意継続組合員に加入しないと、傷病手当を受給できなくなるのか？	傷病手当の受給要件を満たし、受給期間が残っている場合は、退職後も受給できます。 公立学校共済組合の任意継続組合員である必要はありません。 ただし、受給する金額によっては、家族の被扶養者としての認定要件を満たさない場合がありますので、家族が加入している医療保険に確認してください。家族の被扶養者になれない場合は、①任意継続組合員に加入又は②国民健康保険に加入していただく必要があります。 他の共済組合員又は社会保険等の被保険者となった場合は、傷病手当金は支給されません。
14 「資格喪失証明書」はどのようにしたらもらえるのか？	退職時の所属所の事務担当者に、「資格喪失証明書」が必要であることを伝えてください。 退職日以降に所属所から提出される「資格喪失報告書」により、「資格喪失証明書」が必要である旨が当支部に報告されます。
15 「資格喪失証明書」はいつ届くか？	所属所から提出された「資格喪失報告書」を当支部で受理し、手続が完了次第、退職時の所属所宛てに「資格喪失証明書」を送付します。(「資格喪失報告書」が所属所から不備なく提出された場合、書類の到着から概ね2週間程度で送付します。)
16 「資格喪失証明書」をなるべく早く交付してほしい場合は、どうすればよいのか？	Q15にあるとおり、「資格喪失証明書」の交付は、「資格喪失報告書」の受領後、可能となります。「資格喪失証明書」の交付を急ぐ旨を所属所担当者に伝え、4月1日以降、速やかに所属所から「資格喪失報告書」を提出してもらってください。(いかなる場合でも、退職前に「資格喪失証明書」を交付することはできません。)

任意継続組合員に関すること

17 任意継続組合員の加入手続は、退職時の所属所でしてくれるのか？	加入の申出書には退職時の所属所の証明が必要ですが、共済組合への送付はご自身で行ってください。(任意継続組合員への加入は「任意」なので、所属所は手続を行いません。御自身の責任で加入・喪失手続をする必要があります。)
18 任意継続組合員の申出期限(4月19日)を過ぎたら、いかなる場合も受け付けてもらえないのか？	「退職日を含めて20日以内」の期限は、法律で定められているため、期限を過ぎて当支部に到着した場合や、不備がある場合は、いかなる場合も受理することはできません。(任意継続組合員にはなりません。)

問	答
19 一次締切日（掛金口座振替3月12日、現金振込3月5日）までに申出書を提出すれば、4月1日から、医療機関等の窓口でマイナ保険証が使えるようになるのか？	一次締切日までに申出書の提出があった者については、事前にマイナ保険証の資格情報を登録（マイナ保険証が使用できない場合は、申出により資格確認書を交付）するため、4月1日から任意継続組合員の資格で受診できます。
20 任意継続組合員申出書を一次締切（同上）までに提出できなかった場合、マイナ保険証はいつから使用できるようになるのか？	申出書を提出した時期によって変わりますが、任意継続掛金の引落完了後、新しい資格で医療機関等に受診できるようになります。 📖【説明資料②】P10、11
21 任意継続組合員申出書を提出していたが、退職後1日も空けずに再就職し、再就職先の医療保険に加入することが決まった。何か届けないといけないのか？	4月1日から任意継続組合員であったことをなかったこととするため、速やかに「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」を共済組合に提出してください。掛金が引き落とされている（引き落としを止められず引き落とされる）場合は、後日、全額返金します。
22 任意継続組合員申出書を提出しているが、これを取り下げて、国民健康保険に加入する又は家族の被扶養者になれるのか？	退職日の翌日から、国民健康保険に加入する又は家族が加入する社会保険の被扶養者になるため任意継続を取下げたい場合は、「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」を提出してください。提出期限は、3月31日退職の場合、4月19日共済組合必着です。 なお、この提出期限を過ぎて到着した場合、任意継続組合員の申出を取り下げることはできないため、4月は任意継続組合員の資格を有し、掛金も発生します。任意継続組合員を辞めたい場合は、「取下書」ではなく「資格喪失申出書」を提出してください。
23 任意継続組合員となっていたが、4月20日になって、4月1日から被扶養者となれることが判明した場合でも、「任意継続組合員取下書」を提出することはできないのか？	3月31日に退職した方が「取下書」を提出し、任意継続組合員への<u>加入を</u>なかったことにできるのは、<u>4月19日まで</u>です。この日を過ぎた場合は、「取下書」ではなく、「資格喪失申出書」を提出してください。 例の場合、任意継続組合員の資格喪失日は5月1日（「資格喪失申出書」を受理した日の属する月の翌月の初日）となり、医療保険に重複して加入することはできないため、被扶養者としての資格取得は5月1日以降となります。
24 任意継続組合員となっていたが、 ①4月7日付けで再就職し、再就職先の医療保険に加入することとなった場合 ②4月25日付けで再就職し、再就職先の医療保険に加入することとなった場合 の 手続はどうなるのか？	①、②いずれの場合も、4月1日に任意継続組合員の資格を取得し、再就職先の医療保険に加入した日（①4/7、②4/25）に任意継続組合員の資格を喪失することとなるため、「資格喪失申出書」を提出してください。 なお、再就職先が公立学校等で、再度公立学校共済組合の一般・短期組合員になる場合や、他の地方公務員共済組合員になる場合は、4月分の掛金は徴収しません（返金します）が、再就職先が民間企業等で社会保険に加入する場合は、4月分の任意継続掛金は徴収します。（再就職先の社会保険料（4月分）も徴収されます。）
25 任意継続組合員になっていたが、途中から、国民健康保険に加入する又は家族の被扶養者になれるのか？	国民健康保険に加入する又は家族が加入する社会保険の被扶養者になる場合は、加入手続等を行う前に「任継喪失申出書」を共済組合に提出してください。 Q25の「再就職して社会保険に加入する場合」と異なり、共済組合が「任継喪失申出書」を受理した月の末日まで任意継続組合員の資格を有することとなるため、国民健康保険に加入又は家族の被扶養者になる等の資格を取得できるのは、「任継喪失申出書」を受理した翌月1日以降となります。

問		答
26	再就職したため、任意継続組合員を途中でやめたが、退職後2年以内であれば、再び任意継続組合員に戻れるのか？	退職後2年以内であっても、一度、任意継続組合員の資格を喪失した場合、いずれの喪失事由においても再び要件を具備しない限り、再度の資格取得はできません。再び退職日までに1年と1日以上で組合員期間の要件を満たす必要があり、任意継続組合員の期間は、この組合員期間に含みませんので御注意ください。 ㊦【説明資料①】 P8、9
27	任意継続組合員となった場合、2年目は自動更新となるのか？	2年目も任意継続組合員を継続される場合は、手続は不要です。 なお、退職後の1年目に収入額が少ない場合、2年目は、任意継続組合員より国民健康保険の方が、保険料が安くなることがあります。(国民健康保険は前年所得を基に保険料を決定するため) 1年目の終わり(例年2月頃)に、2年目の継続を確認する書類を御自宅宛てに送付しますので、任意継続組合員をやめる場合は、同封の「任継喪失申出書」を3月末までに提出してください。 受理後、国民健康保険加入に必要な「組合員資格喪失証明書」を、3月下旬以降(これより早くは交付できません。)に送付しますので、到着次第、居住している市区町村で国民健康保険加入の手続を行ってください。
28	任意継続組合員になって期間満了の丸2年が経過した後はどうなるのか？	任意継続組合員は、資格取得した日から丸2年で期間満了により資格喪失となります。期間満了による喪失手続は必要ありません。また、それ以降の継続の制度もありません。 2年目の喪失日以降(4月1日取得の場合は、丸2年になる前の3月下旬)に、次の保険の加入手続等に必要な「組合員資格喪失証明書」を御自宅宛てに送付します。到着次第、国民健康保険に加入する場合は、居住している市区町村で国民健康保険加入の手続を行ってください。
29	掛金の算定の基礎額となる、「退職時の標準報酬月額」はどのように確認すればよいのか？	標準報酬月額は、「給与明細書」か「標準報酬決定・改定通知書」のどちらかで通知されています。退職前の最後に通知されたものが「退職時の標準報酬月額」になります。退職時の標準報酬月額と「全組合員の標準報酬月額の平均(＝上限額)」とを比較し、低い方の額で算定します。退職時の標準報酬月額が分かれば、共済組合広島支部ホームページに掲載している「掛金早見表」で、任意継続掛金額が試算出来ます。
30	任意継続の掛金が、現職の時より掛金額が高いのはなぜか？	現職時は、「組合員」が社会保険料の半分を「掛金」として、「事業主」が残りの半分を「負担金」として、折半して負担していました。しかし、任意継続組合員の場合は、全額本人負担となるため、掛金額が現職時より高くなります。
31	任意継続の掛金には年金の保険料も含まれているのか？	任意継続掛金は、健康保険料(現職時の「短期掛金」と介護保険料(40歳以上65歳未満のみ)、子ども子育て支援金に該当する掛金であり、年金の保険料は含まれていません。
32	任意継続組合員を途中でやめた場合、掛金は返金されるのか？(月割りか、日割りか？)	任意継続掛金は、月単位で計算し、日割り計算はありません。資格を取得した月から、資格喪失日の前月分までの掛金を徴収します。 例えば、4月1日に任意継続組合員の資格を取得した後、7月1日(＝資格喪失日)に再就職により他の社会保険に加入した場合、4月から6月分までの掛金を払い込んでいただきます。(7月分以降の掛金を年払い等で前納している場合は、資格喪失手続後に掛金をお返しします。) なお、任意継続組合員の資格を取得した月に資格を喪失する場合は、資格取得月1か月分の掛金を払い込んでいただきます。例外として、喪失理由が再度公立学校共済組合の一般・短期組合員になる場合や、他の地方公務員共済組合員になる場合は徴収しません。

問	答
33 現在被扶養者がいるが、任意継続組合員になって も引き続き被扶養者認定されるのか？	退職時に被扶養者に認定されており、「任意継続組合員申出書」で「継続認定を希望する」とした者は、任意継続組合員になっても引き続き被扶養者認定します。被扶養者の認定継続についての欄は、必ず記入してください。 ただし、被扶養者として認定している人が「被扶養者として認められない場合」に該当することとなったときは、要件を満たさなくなった日に遡って取消の手续が必要となります。 なお、子を被扶養者としている場合、退職により収入が配偶者と逆転し、主たる扶養者が配偶者になったときは、退職日の翌日で扶養替えの手续が必要となります（配偶者などの共同扶養者が国民健康保険に加入の場合は例外あり）。
34 現在、認定されている被扶養者である子が、4月1日から就職し、社会保険に加入することとなるため、任意継続組合員加入と同時に、被扶養者の認定を取り消したいが、どうしたらよいか？	退職日の翌日から被扶養者から外れることが明らかな場合は、「任意継続組合員申出書」の被扶養者欄で「継続しない」とすることで、退職日の翌日で扶養認定を取り消すことができます。 申出書の提出時は継続認定を希望して引き続き認定されたが、就職等により「被扶養者として認められない場合」に該当することとなった場合は、被扶養者申告書（取消）等の提出が必要となります。
35 任意継続組合員になる場合に、自身の年金又は被扶養者である配偶者の年金は別途手続が必要か？	20歳以上60歳未満の任意継続組合員及びその被扶養者である配偶者は、国民年金第1号被保険者となり、国民年金保険料を別途納付する必要があります。ご自身又は配偶者の居住している市区町村の年金事務所担当課で年金加入の手続をしてください。 なお、年金加入の手続には「組合員資格喪失証明書」が必要になりますので、退職の際は必要なことを退職時の所属所の事務担当者に伝え、交付の依頼をしてください。 任意継続組合員又は被扶養者である配偶者が60歳以上の場合は、加入の義務はありません（任意加入は可能）。
36 任意継続組合員となった場合、在職時と同様に人間ドックを受診することが可能か？	任意継続組合員は当支部が実施する人間ドックの対象外のため、在職時と同様の自己負担（約1万円以下）で受診することはできません。
37 任意継続組合員となった場合、どのような健診が受診できるのか？	40歳以上75歳未満の方は、当支部が発行する受診券を利用して、自己負担なしで「特定健康診査」という健診を受診できます。 検査項目として、身長、体重、血液検査等が含まれていますが、胃検査、がん検診等は含まれていません。受診券は7月頃に御自宅に送付予定です。 なお、一部の健診機関では、受診券を利用することで、通常約3～5万円の人間ドックを、7,000円程度安く受診できる場合があります。詳細は7月頃に送付予定の受診券に同封する案内を御確認ください。
年金に関すること	
38 「退職届書」は4月以降に提出するのか？（退職日より前に提出することは可能か？）	退職日より前に提出することは可能です。この場合、「届出日」及び「所属所長の証明日」は、「<u>退職年月日</u>」としてください。 退職日以降に提出する場合は、それぞれ、本人が届け出た日、所属所長^(※)が証明した日を記入してください。 (※) 所属所長が3月末で異動している場合は、提出日時点の所属所長名を記入すること。

問	答
39 「退職届書」を提出しなくてもよいのはどのような場合か？	退職後すぐに再就職する場合（退職日と就職日が1日も空かない）で、次の①～④に該当する場合は、提出は不要です。 ① 公立学校共済組合広島支部の<u>一般組合員</u>になる場合（任期付職員（フルタイム）、暫定再任用職員（フルタイム）など） ② 公立学校共済組合広島支部の<u>短期組合員</u>になる場合（臨時的任用職員、会計年度任用職員（短時間）など） ③ 他の都道府県の公立学校で本務者（公立学校共済組合の他支部に加入）になる場合 ④ 国家公務員又は他の地方公務員（いずれも本務者）（国家公務員共済組合、都道府県・市町村職員共済組合などに加入）になる場合 なお、③及び④に該当する場合、「退職届書」の提出は不要ですが、異動先に情報を引き継ぐために「組合員転出届書」の提出が必要です。退職時の所属所を通じて、公立学校共済組合広島支部に提出してください。
40 既に年金を受給している場合、退職時に、年金に関する手続は必要か？	年金受給者の方で、一般組合員を退職する場合は、年金の受給状況により提出書類が異なります。必要書類を御案内しますので、公立学校共済組合広島支部（Tel 082-513-4959）まで御連絡ください。 なお、公立学校共済組合から年金を受給していて、短期組合員を退職する場合は、日本年金機構での手続になりますので、所属所の事務担当者に確認してください。
41 退職後、公立学校共済組合の任意継続組合員になる場合も公的年金制度に加入する必要があるか？	Q35参照
42 在職中、被扶養者として認定を受けていた配偶者がいるが、退職後、配偶者についての年金手続が必要か？	現職時に被扶養者であった配偶者は、国民年金第3号被保険者として、本人が国民年金の保険料を納める必要はありませんでしたが、退職後は、再就職先の社会保険に加入して引き続き被扶養者とする場合を除き、配偶者の年齢が、20歳以上 60 歳未満の場合、第1号被保険者として、国民年金への加入義務があります。お住まいの市区町の国民年金担当窓口で、国民年金の種別変更手続をおこなってください。 なお、配偶者が 60 歳以上の場合は、国民年金への加入義務はありません。 ⇒【詳細版-3】P.5「§2国民年金の加入手続 3扶養していた配偶者の国民年金加入手続」
43 退職後、少しのんびりした後、6月頃に再就職する予定だが、それまでの間、国民年金に加入する必要があるか？	日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の方は、厚生年金保険や共済組合に加入している方を除いてすべて国民年金に加入することとなっています。 60歳未満の方は、再就職までの期間、国民年金の第1号被保険者となりますので、退職後にお住まいの市区町の国民年金担当窓口で加入の手続を行ってください。
44 退職後、再就職して、公立学校共済組合の組合員になる場合、引き続き公立学校共済組合の年金制度に加入することとなるのか？	任期付職員（フルタイム）や暫定再任用職員（フルタイム）などで、一般組合員となる場合は、公立学校共済組合の年金制度に加入することとなります。 一方、臨時的任用職員や会計年度任用職員（短時間）などで、短期組合員となる場合は、公立学校共済組合の年金制度の加入対象ではありません。原則、日本年金機構の一般の厚生年金に加入することとなります。

問	答								
45 退職後、直ちに年金を受給したい場合、どのような手続が必要か？	老齢を事由とする厚生年金は、自身の支給開始年齢に到達していなくても、60歳以降に繰上げ請求を行うことができます。 希望者には年金請求書を送付しますので、在職中（一般組合員）の場合は、公立学校共済組合広島支部（Tel 082-513-4959）まで御連絡ください。退職（一般組合員の資格喪失）後は、公立学校共済組合本部（Tel 03-5259-1122）へ御連絡ください。 請求書を支部又は本部で受理した日の翌月分から繰上げ支給の老齢厚生年金を受給することができます。（初回の支給までには、請求書受領後4～6か月程度の時間を要します。） なお、年金を繰り上げて受給する場合、繰り上げた月数に応じて年金額が減額されるなどの制約がありますので、御留意ください。 ⇒【詳細版-3】p.14「Ⅱ退職後の年金（老齢）と請求手続等 §6年金の繰上げ（60歳以降）と繰下げ（66歳以降）」								
46 退職後に住所や氏名を変更する場合、何か手続が必要か？	住所や氏名の変更時期によって次のとおり、手続の要否が異なります。 【退職後、すぐに（おおむね6か月以内）変更する場合】 退職時に提出する「退職届書」に、変更後の住所や氏名を記載してください。 【退職後、年金を受け取り始めるまでの間に変更があった場合（年金待機者）】 年金待機者の期間に、住所や氏名の変更があった場合は、届出が必要です。公立学校共済組合本部に「年金待機者異動報告書」を提出してください。届出がない場合、年金請求書をはじめ、公立学校共済組合から送付する書類が正しく送付されません。 「年金待機者異動報告書」の様式は、下記のホームページからダウンロードができます。 ⇒公立学校共済組合本部ホームページ トップページ> 年金受給者(待機者)向け手続き> 年金受給者・年金待機者手続き用紙ダウンロード https://www.kouritu.or.jp/nenkin/download/index.html								
47 公立学校で臨時的任用職員として勤務していたことがあるが、どの年金に加入していたのか（加入記録）はどこで確認できるのか？	同じ臨時的任用職員であっても、<u>任用の開始時期や期間等により、加入する公的年金制度が異なります。</u> 年金の加入記録は、「ねんきん定期便」等で確認できます。確認できない場合は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。 【参考】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>臨時的任用期間</th><th>公立学校共済組合の一般組合員 (公立学校共済組合の年金制度に加入)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～令和2年3月31日</td><td>任用から1日も空けずに13月目を超えた月の初日に一般組合員の資格取得 ※ 昭和63年4月以前は、国民年金に任意加入</td></tr> <tr> <td>令和2年4月1日～ 令和4年9月30日</td><td>任用と同時に一般組合員の資格取得</td></tr> <tr> <td>令和4年10月1日～ 現在</td><td>短期組合員 (R4.9.30まで一般組合員であった場合、R4.10.1以降短期組合員に変更) ※ 短期組合員は、一般の厚生年金(日本年金機構)に加入</td></tr> </tbody> </table>	臨時的任用期間	公立学校共済組合の一般組合員 (公立学校共済組合の年金制度に加入)	～令和2年3月31日	任用から 1日も空けずに13月目を超えた月の初日 に一般組合員の資格取得 ※ 昭和63年4月以前は、国民年金に任意加入	令和2年4月1日～ 令和4年9月30日	任用と同時に一般組合員の資格取得	令和4年10月1日～ 現在	短期組合員 (R4.9.30まで一般組合員であった場合、R4.10.1以降短期組合員に変更) ※ 短期組合員は、一般の厚生年金(日本年金機構)に加入
臨時的任用期間	公立学校共済組合の一般組合員 (公立学校共済組合の年金制度に加入)								
～令和2年3月31日	任用から 1日も空けずに13月目を超えた月の初日 に一般組合員の資格取得 ※ 昭和63年4月以前は、国民年金に任意加入								
令和2年4月1日～ 令和4年9月30日	任用と同時に一般組合員の資格取得								
令和4年10月1日～ 現在	短期組合員 (R4.9.30まで一般組合員であった場合、R4.10.1以降短期組合員に変更) ※ 短期組合員は、一般の厚生年金(日本年金機構)に加入								

問	答
48 年金の試算をしてもらいたい場合はどうすればいいのか？	公立学校共済組合では、原則、個別での年金の試算は行っておりません。 御自身が将来受け取ることができる年金見込額は、毎年、誕生月の下旬頃に御自宅へハガキで送付（35歳、45歳、59歳の方には詳細な記録が封書で送付）される「ねんきん定期便」で確認することができます。 （50歳以上の方には、現在の加入状況が60歳まで継続したものとして計算した年金見込額が記載されています。） なお、「ねんきん定期便」以外にも、下記から年金見込額を御確認いただくことができます。 ⇒「マイナ手続きポータルによる年金記録の電子交付サービス」 https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/uketorimae/johotsuchi/741/ ⇒「ねんきんネット」 https://www.nenkin.go.jp/n_net/
49 定年退職後、暫定再任用フルタイム勤務職員として勤務した場合、退職後にどのくらい年金が増えるのか？	組合員の期間と給料等の額によって異なるため、一概に「どのくらい増える」と言うことは困難ですが、目安として、数年前に、定年退職後、1年間、暫定再任用フルタイム勤務職員として勤務した方の場合には<u>年額3～4万円程度</u>の増額がみられます。 なお、当時と年金額の水準も異なりますので、今後、退職する方にこの額がこのまま当てはまるかどうかは分かりません。一つの目安としてください。
50 年金額は一度決まるとずっと変わらないのか？	年金額は、前年の物価や賃金の変動に応じて毎年度の額を改定（増額または減額）することとされています（参考：令和8年度は昨年度比2.1%増額（原則））。 改定後の年金額については、受給開始後、毎年6月に送付される「年金額改定通知書」を御覧ください。 また、働きながら年金を受給している方の年金額については、退職等のタイミングでも改定されます。詳細については、公立学校共済組合ホームページを御覧ください。 ⇒公立学校共済組合本部ホームページ トップページ> 共済制度について> 年金制度について> 年金の支給と基本事項> 年金額の改定 https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/sikyukihonjiku/nenkingakukaitei/index.html
51 定年退職（62歳）まで掛金を支払っていても、国民年金（老齢基礎年金）が満額支払われないことがあるのか？	共済組合員の期間のうち、国民年金の加入月数としてカウントされるのは、20歳から60歳までの期間とされています。 ただし、20歳未満又は60歳以降に、厚生年金保険制度への加入期間がある場合は、その期間の「老齢基礎年金に相当する額」を、「経過的加算額（65歳から支給される年金）」に加算することで、お尋ねのケースで生じる矛盾を解消することとしています。 なお、老齢基礎年金は、20歳から60歳までの40年間加入して満額支給という仕組みであり、加算される上限は40年間分です。
52 国民年金未加入期間がある場合、今から保険料を払えば、満額の老齢基礎年金を受けることができるのか？	時効により、学生時代の保険料を今から追納することはできませんが、退職後、65歳に達するまでの間に、<u>国民年金に任意加入して、保険料を納付することで、満額の老齢基礎年金に近づけることができます。</u> 国民年金の「任意加入」については、「お住まいの市町役場の国民年金担当」又は「お近くの年金事務所」へ問い合わせてください。

問	答
53 65 歳になれば自動的に年金の支給が始まるのか？	年金は自動で支給されるものではなく、御自身で年金請求の手続をする必要があります。 65 歳の誕生日前に退職（一般組合員の資格を喪失）している方には、公立学校共済組合本部から本人（自宅住所）に直接請求書等を送付しますので、必要事項を記入の上、必ず提出してください。 なお、在職中の方には、65 歳の誕生日の前月までに広島支部から本人（自宅住所）に直接、請求書等を送付します。 ⇒【詳細版-3】p8「Ⅱ退職後の年金（老齢）と請求手続等 §4老齢年金の支給」
54 年金の請求手続はいつまでに行えばよいのか？	支給開始年齢（原則 65 歳）の誕生日以降に、速やかに請求書を提出してください。 年金請求には時効があり、受給権発生日（65 歳の誕生日の前日）から5年間です。遡及して支給できる年金は、過去5年分までとなりますので、御注意ください。
55 請求書を提出してから、年金が支給されるまでどれぐらいかかるのか？	初回の支給は、請求書を支部又は本部で受理してから、概ね4～6か月後です。年金の支給が決定されると、年金決定通知書及び年金証書が届きます。 ⇒【詳細版-3】p.6「Ⅰ公的年金制度の仕組み §3年金の種類と基本事項」
56 公務員になる前に民間の会社に勤めていて、厚生年金の加入歴がある場合、老齢厚生年金の手続はどこでするのか？	<u>民間の会社にお勤めの期間及び公務員期間などの複数の年金について、ひとつの請求書でまとめて請求できます。</u> 年金の支給開始年齢となる誕生日の2～3か月前に、最後に加入していた年金の実施機関から請求書類が届きますので、請求してください。（日本年金機構や公立学校共済組合など、いずれの年金窓口でも受付が可能です。）
57 国民年金の老齢基礎年金の手続はどのように行うのか？	65歳の誕生日前に届く老齢年金の請求書で、老齢基礎年金・老齢厚生年金のいずれも手続を行うことができます。
58 65 歳より前に年金を受けとりたい（繰上げ受給）場合、どのような手続が必要か？	年金請求書を送付しますので、在職中（一般組合員）の場合は、公立学校共済組合広島支部（Tel 082-513-4959）まで御連絡ください。退職（一般組合員の資格喪失）後は、公立学校共済組合本部（Tel 03-5259-1122）へ御連絡ください。 請求書を支部又は本部で受理した日の翌月分から繰上げ支給の老齢厚生年金を受給することができます。（初回の支給までには、請求書受領後4～6か月程度の時間を要します。） なお、年金を繰り上げて受給する場合、繰り上げた月数に応じて年金額が減額されるなどの制約がありますので、御留意ください。 ⇒【詳細版-3】p.14「Ⅱ退職後の年金（老齢）と請求手続等 §6年金の繰上げ（60 歳以降）と繰下げ（66 歳以降）」

問	答
59 老齢厚生年金を、66 歳以降に受け取りたい(繰下げ受給)場合、どのような手続が必要か？	65 歳の誕生日前に送付される「年金請求書(老齢厚生年金)」により、繰下げを希望する旨を申し出てください。 繰り下げた月数に応じた額が加算された年金を受給することができますが、在職することにより支給停止されるべき部分は、繰下げによる増額の対象とならないなどの制約がありますので、御留意ください。 なお、繰下げた年金を請求する場合は、年金請求書を送付しますので、在職中(一般組合員)の場合は、公立学校共済組合広島支部(Tel 082-513-4959)まで御連絡ください。退職(一般組合員の資格喪失)後は、公立学校共済組合本部(Tel 03-5259-1122)へ御連絡ください。 請求書を支部又は本部で受理した日の翌月分から老齢厚生年金を受給することができます。(初回の支給までには、請求書受領後4～6か月程度の時間を要します。) ⇒【詳細版-3】公的年金制度について p.15「Ⅱ退職後の年金(老齢)と請求手続等 §6年金の繰上げ(60 歳以降)と繰下げ(66 歳以降)」
60 65 歳より前に支給される「特別支給の老齢厚生年金」というものがあると聞いたが、どういったものか？	昭和 60 年の法律改正により、厚生年金保険の受給開始年齢が 60 歳から 65 歳に引き上げられました。受給開始年齢を段階的に、スムーズに引き上げるために設けられたのが「特別支給の老齢厚生年金」の制度です。 公立学校共済組合の「特別支給の老齢厚生年金」の対象者は、昭和 28 年4月2日～昭和 36年4月1日に生まれた、一定の要件を満たす方であり、生年月日に応じて、61～64 歳から支給されます。 ⇒公立学校共済組合本部ホームページ トップページ> 共済制度について> 年金制度について> 年金のしくみ> 老齢の年金のしくみ> 65歳までの年金のしくみ https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/shikumi/rourei/under65nenkin/index.html
61 配偶者がいる場合、老齢厚生年金の額が増える(加給年金額)と聞いたことがあるが、具体的にどのような場合か？	厚生年金保険の加入期間が20年以上(国民年金のみに加入していた期間は含まない)ある方で、御自身が 65 歳の時点で、御自身と生計を共にし、かつ、年収が 850 万円(所得が 655.5 万円)未満の次の要件を満たす対象者がいる場合、老齢厚生年金に「加給年金額」が加算されます。 ①65 歳未満の配偶者※配偶者の生年月日が御自身と同一年月の場合は対象外 ②18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子又は 20 歳未満で障害等級1級又は 2 級の障害状態にある子 ただし、配偶者が、「20年以上の加入期間に基づく老齢年金の支給開始年齢に達している場合」や「障害年金を受給している場合」は、65 歳未満であっても、「加給年金額」加算の対象者にはなりません。 ⇒【詳細版-3】公的年金制度について p.9「Ⅱ退職後の年金(老齢)と請求手続等 §4老齢年金の支給 3老齢年金の種類」
62 働きながら年金を受け取ることができるのか？	年金を受け取ることは可能ですが、就職先で厚生年金保険に加入する場合、賃金と年金(月額)の合計が基準額(令和8年度は 65万円、毎年見直しあり)を超えると、「老齢厚生年金」の全部又は一部が支給されません。また、公務員独自の給付である「経過的職域加算額」・「退職年金(年金払い退職給付)」は、公立学校共済組合の一般組合員の間は全額支給されません。 なお、厚生年金保険に加入しない場合は、支給停止はありませんので、厚生年金保険の加入の有無については再就職先にご確認ください。 ⇒【詳細版-3】公的年金制度について p.11「Ⅱ退職後の年金(老齢)と請求手続等 §5老齢厚生年金の支給調整」

問	答
63 組合員期間に発症した病気で、障害者手帳の交付を受けたが、障害年金は受給できるか？	障害者手帳の認定基準と、障害年金の認定基準は異なるため、障害者手帳の交付により、直ちに、障害の年金を受給することはできません。 年金制度における障害等級に該当する方が、障害の年金を受給できます。請求をお考えの方は、まずは、公立学校共済組合広島支部長期給付係（Tel 082-513-4959）まで御連絡ください。 ⇒【詳細版-3】公的年金制度について p.16「Ⅲ老齢以外の年金と請求手続等 §7障害厚生年金」
64 遺族厚生年金は、亡くなった者が受け取っていた年金額がそのまま遺族に支給されるのか？	遺族厚生年金は、亡くなられた方が受給していた年金額がそのまま支給されるわけではありません。その額については、個々の状況（家族の有無等）に応じて異なるため一概には言えませんが、ひとつの目安として、「亡くなった方が受給していた老齢厚生年金（退職共済年金）の、概ね4分の3程度の額」になると考えていただければと思います。 ⇒【詳細版-3】p.22「Ⅲ老齢以外の年金と請求手続等 §9遺族厚生年金・遺族基礎年金」
65 年金から、どのような税金や保険料が控除されるのか？	老齢年金は、<u>所得税法上「雑所得」とされる課税所得</u>です。65歳未満の方でその年の支払額が108万円以上の方や、65歳以上の方で158万円以上の方の場合は、原則として所得税がかかりますので、年金支給の際に所得税の源泉徴収が行われます。 なお、<u>障害給付及び遺族給付は、非課税</u>です。また、お住まいの市区町と年金額によっては、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療制度の保険料、住民税等が控除（特別徴収）されます。 詳しくは、お住まいの市区町に御確認ください。
66 在職中は、所属所で年末調整を行っていたが、年金については、自分で確定申告をしないといけないのか？	公的年金等の収入がある方で、次のいずれにも当てはまる場合、<u>所得税等の確定申告は必要ありません</u>（年金所得者に係る「確定申告不要制度」）。 ・公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下 ・公的年金等に係る雑所得以外の所得金額（※1）が20万円以下 なお、確定申告により所得税の還付が受けられる可能性のある方（※2）は、御自身で「確定申告」を行うこととなります。 確定申告については、国税庁のホームページ等を御覧いただくか、お近くの税務署にお問い合わせください。 ※1「公的年金等に係る雑所得以外の所得」…給与・賞与などの給与所得、個人年金などの雑所得、株式の配当などの配当所得、生命保険の満期返戻金などの一時所得等。 ※2「確定申告により所得税の還付が受けられる可能性のある方」…社会保険料を年金からの徴収ではなく個人で納付した方、生命保険料や個人年金保険料、地震保険料等を支払った方、一定額以上（10万円を超える）の医療費を支払った方等。
互助組合に関すること	
67 自分が退会給付金の該当者が分からない。	退会給付金は、互助組合員のうち、共済組合員等番号が「数字のみ」、「頭文字がP」又は「頭文字がZ」の方が対象です。 給与の支給が県費負担の臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員、短時間勤務会計年度任用職員等、任用期間に定めのある職員は、退会給付金の対象となる掛金（一般掛金[H16.3まで徴収]・生涯福祉掛金・退職医療掛金）の納付がないため、該当しません。 互助組合員であるか否か分からない場合は、給与明細で当互助組合の掛金が控除されているかを確認してください。

問		答
68	過去に県から市町等へ異動したことがあり、一度受給している場合でも「退会給付金」請求の手続は必要か？	退職や任命権者を異にする異動などに伴い、当互助組合を退会するごとに、請求を行っていただき、その請求の都度、退会給付金を給付します。 そのため、この退職前に、退職や市町・知事部局等への異動に伴い当互助組合の退会がある場合、この度の請求に基づく退会給付金は、当互助組合への直近の再加入の月以降の掛金を基に算出した額となります。
69	退職後に住所変更をする予定がある場合は、請求書にはどちらの住所を記入すればよいか？	記入いただいた住所へ5月中旬以降に送金決定通知書を郵送しますので、5月中旬以降にお住いの住所を記入してください。
70	退職時に「退会給付金」の請求をし忘れた場合、受給できなくなるのか？	退職後でも、請求に基づいて受給ができます。また、4月30日までに請求書の受付処理が終了すれば5月末に給付金が送金できますので、早めに請求してください。 ただし、給付金の請求ができる期間は、退職後3年以内ですので、御注意ください。
71	退職医療制度は、再就職先の医療保険や国民健康保険に加入している場合でも、加入できるのか？	退職医療制度は公的な医療保険制度ではありません。保険適用後の自己負担部分（3割）を軽減したり、人間ドックの助成等を行う制度です。 このため、公立学校共済組合、国民健康保険、全国健康保険協会（協会けんぽ）等との公的な医療保険制度に加入・利用（家族の被扶養者となる場合も含む。）されていても加入できます。
72	期限（退職日の翌日から起算して30日以内）を過ぎたら、いかなる場合でも加入できないのか？	期限までに「退職医療組合員申出書」の提出（互助組合必着）がなければ、加入はできません。 そこで、年度末（令和9年3月31日）などで退職予定の方で退職医療制度への加入がお決まりの場合は、退職を待たずに加入申出書を提出いただければ、期限内の提出漏れのおそれがなく安心です。

問	答				
73 退会給付金を掛金に充当するとはどういうことか？	掛金は、加入時（退職日の翌日）の満年齢に応じた掛金額（リーフレットP2参照）の額を一括納入していただくこととなりますが、退会給付金の給付がある場合は、これを掛金に充当し、その差額については、次のとおりとなります。 （例） 【退会給付金（80万円）＞掛金（55万4千円）の場合】 退会給付金80万円のうち、55万4千円を掛金に充当し、差額（24万6千円）は、退会給付金として支給します。 退会給付金 800,000円 <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center;">掛金に充当</td><td style="width: 30%; text-align: center;">差引残額246,000円は 退会給付金として給付</td></tr> </table> 62歳掛金 554,000円 【退会給付金（50万円）＜掛金（55万4千円）の場合】 退会給付金50万円全額を掛金に充当し、不足額（5万4千円）を納付していただきます。 退会給付金 500,000円 <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center;">掛金に充当</td><td style="width: 30%; text-align: center;">掛金の不足分 ▲54,000円を納付</td></tr> </table> 62歳掛金 554,000円	掛金に充当	差引残額246,000円は 退会給付金として給付	掛金に充当	掛金の不足分 ▲54,000円を納付
掛金に充当	差引残額246,000円は 退会給付金として給付				
掛金に充当	掛金の不足分 ▲54,000円を納付				
74 中途退会は可能か？	加入後の退会はできません。（納付された掛金の返金もできません。）				
75 退職医療制度の医療費に係る給付（療養補助金）は、現職制度と同様に、自動的に給付されるのか？	医療機関を受診した場合は、病院や調剤薬局等で支払った自己負担額の領収書を保管しておき、月ごと、医療機関ごとに、所定の請求書により請求していただく必要があります。（領収書を添付）				

問	答
退職後に教職員として勤務し、公立学校共済組合員の資格を取得するため、現職制度への加入も可能である場合は、退職医療制度と現職制度のどちらに加入するのがよいのか？	退職医療制度と現職制度は、事業内容や給付額が異なり、掛金の額や納付方法も異なります。それぞれの制度の事業内容等を御確認いただき、御自身に適した制度を選択してください。 なお、退職後に臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員、短時間勤務会計年度任用職員等、任用期間に定めのある職員として勤務される期間は現職制度に加入し、その任用期間が終了するときに退職医療制度へ加入することも可能です。

76

【制度比較表】		
項 目	退職医療制度	現職制度
掛 金	加入時に一括納入	毎月の給与・報酬から控除
給付金の受領方法	請求書等の提出による請求払	医療給付金、家族療養費は自動給付。その他の給付金は請求書等の提出による請求払。
利 用 期 間	終身(療養補助金(医療給付)のみ70歳に達した年度末まで)	互助組合に加入している期間。
特 徴	・ 医療費の助成が充実した制度で、退職後に増加する医療費の負担を軽減できる。 ・ 保険者(公的医療保険)が切り替わっても利用可能。	退職まで加入していた現職制度と同様の事業内容が受けられる(リフレッシュ給付金と貸付事業を除く。)